

英国の地方財政読本(3)

——地方団体に対する交付金(補助金)制度——

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 009 (APR.27,1990)

第7章 地方団体に対する政府補助金(交付金)

政府補助金(交付金)の理論的裏付け

包括交付金制度

特定交付金および補充交付金

居住用レイトの免除

新地方交付金

住宅助成金

(「英国の地方財政読本」全6巻については末尾「CLAIR REPORT既刊のご案内」をご参照下さい。)

財団法人自治体国際化協会

(欧州事務所)

第7章 地方団体に対する政府補助金（交付金）

本章では、次のような事項について触れる。

- 地方団体に対する政府補助金の理論的裏付け(rationale)
- 主な政府補助金（交付金）
- 包括交付金(block grant system)
- 特定交付金及び補充交付金(specific and supplementary grants)
- 居住用レイトの免除(domestic rate relief)
- 現行の住宅助成金(housing subsidies)
- 1990年4月以降はあたらしい補助制度(new grant system)はどのように機能するか
- 1988年7月27日の新住宅補助制度(new housing subsidy system)についての政府提案

政府補助金（交付金）の理論的裏付け

中央政府は次のような理由のもとに、地方団体に補助金（交付金）を交付している。

- 地方税の納税者が地方団体のコストを全て負担する必要はない。
- 地方団体の行政のなかには、例えば警察行政や教育行政のように、国家にとっても大切な行政が含まれており、これらのコストの一部は国税で負担すべきと考えられる。
- ある特定の行政に対する地方団体の支出に影響をあたえるため。
- 中央政府の政策に地方団体が協力しやすくするため。
- 地域開発の誘い水(pump primer) 的役割を果たすため。
- 国内のある地域から他の地域に資源を再配分する必要性。
- どの地方団体でも同じレベルの行政サービスを同じコストで実施できるように保証する。

主な政府補助金（交付金） [1991年3月31日までの補助金]

現在の主要な政府補助金（交付金）としては、次のものをあげることができる。

- ・ 包括交付金(block grant)
- ・ 特定交付金(specific grants)
- ・ 補充交付金(supplementary grants)
- ・ 地方税軽減交付金(domestic rate relief grant)
- ・ 住宅助成金(housing subsidies)

包括交付金、特定交付金、補充交付金及び地方税軽減交付金はまとめてレイト助成交付金 (rate support grants-RSG) と呼ばれている。RSGの総額は、地方財政協議会(Consultative Council on Local Government Finance:CCLGF)の場において、中央政府と地方団体の協議によって決定される。この協議の後、環境大臣またはウェールズ大臣は下院にRSGの総額及び配分方法を提案し、議会の同意を得る必要がある。

住宅助成金はレイト助成交付金とは切り離して取り扱われている。住宅助成金の額、配分方法に関しては議会の同意を求める必要がない。

表7-1はこれらの補助金の金額を示している。

イングランド	1981年度	1987年度	1988年度
包括交付金	8,346	9,015	9,482
特定交付金	1,509	3,106	3,367
補充交付金	421	187	199
地方税軽減交付金	663	717	727
住宅助成金	866	498	468
ウェールズ	1981年度	1987年度	1988年度
包括交付金	697.4	910.3	987.8
特定交付金	86.5	205.1	218.8
補充交付金	1.4	23.9	22.4
地方税軽減交付金	47.8	26.2	27.0
住宅助成金	34.6	11.6	12.3

注1) 住宅助成金の1988年度の数値は推定である。

包括交付金制度 (The Block Grant System)

包括交付金は非常に複雑であるが、その原理は簡単である。包括交付金制度は、つぎのような前提から成り立っている。

- 地方団体は、英国中で同じ水準の行政サービスを行うのに必要であると中央政府が考えている金額を支出すると仮定している [この支出水準は、基準支出額 (Grant Related Expenditure Assessment) または GRE として知られている]。
- ーポンド当たり支払う税額はどの地方団体でも同じと仮定されている。

1988年度を例にとると、若し地方団体が基準支出額の水準の支出をした場合には、交付金算定税率 (the grant related poundage - GRP) は、イングランドにおいては2.48ポンド (ウェールズにおいては2.39ポンド) になる。

しかしながら、すべての地方団体が基準支出額と同じ水準の支出をした場合、全体としての交付金算定税率は上記の通りだとしても、行政の内容や比重が地域によって違うため、地方団体ごとのGRPは異なることになる。表7-2は、地方団体のタイプごとに、GRPがどのようにして算定されるかを示している。

表7-2 1988年度のイングランドにおける地方団体ごとの交付金算定税率
(見込み)

(単位 ペンス/1ポンド当り)

区分	ロンドン市	インナー・ロンドン	アウター・ロンドン	大都市圏	地方圏	ウェールズ
ロンドン運輸事務組合 (London Regional Transport)	16.7	16.7	16.7			
ロンドン消防事務組合 (London Fire Authority)	6.8	6.8	6.8			
内ロンドン教育庁	92.0	92.0				
ロンドン警視庁		23.6	23.6			
ロンドン市	133.1					
インナー・ロンドン区		109.5				
アウター・ロンドン区			201.5			
大都市圏警察				15.0		
大都市圏消防事務組合				6.5		
大都市圏運輸事務組合				11.4		
大都市圏ディストリクト				215.8		
地方県(shire counties)					221.2	199.188
地方圏ディストリクト					27.4	40.289
合計	248.6	248.6	248.6	248.6	248.6	239.5

包括交付金は、一定の行政のみを行う場合には、どの地方団体でも同じ税額算定指数(equal rate poundage)をもちいて課税をすれば十分に財源を確保することができるように仕組みられている。このために、次の要素が考慮されている。

- イングランドに所在する426の地方団体(ウェールズに所在する45の地方団体)は、広さや人口数、高齢者の比率、課税対象となる資産がそれぞれ違っているが、各地方団体が同じ水準の行政を行うのに必要な経費。
- 各地方団体の税源、すなわち課税評価額(rateable value)。

包括交付金制度は、どの地方団体でも同じ水準の行政をおこなうには同じ税額算定指

数で課税すればよいということを前提にして構成されている。そこで、すべての地方団体が基準支出額（GRE）と同じ水準の支出をすると、次のようになる。

- 税源の乏しい（豊かな）地方団体にはより多くの（より少ない）交付金が交付される。
- 実施すべき行政の多い（少ない）地方団体にはより多くの（より少ない）交付金が交付される。

表7-3は、以上に述べたことを、行政需要は少く税源の豊かな地方団体（サリー県）と行政需要は多く税源の乏しい地方団体（ダーラム県）について例示している。但し、両県ともに基準支出額と同じ水準の支出をするものとする。

	人口1人当たりの 行政需要	人口1人当たりの 財源	GREの水準で支出する場合 の人口1人当たりのBG
サリー県	389	182	-
ダラム県	450	99	230

包括交付金制度は地方団体の実際の支出額についても考慮している。実際には、まず次の二つの金額を比較し、その差額を補填する

- 当該地方団体の実支出額（total expenditure-TE）
- 地方税の納税者が当該地方団体の支出に関して負担するべきと中央政府が考えている金額。即ち、交付金算定税率（GRP）に当該地方団体の総課税評価額を乗じて得た額。

一般的に言って、或る地方団体の支出額が増えるにつれて包括交付金は減る。この制度は、それぞれの地方団体の実際の支出額（即ち実支出額）とあるべき支出額（即ち基準支出額）を交付金算定税率で比較することによって、地方団体の高水準の支出を抑制しようという制度である。イングランドにおいては、交付金算定税率は、基準支出額の増減に伴い、1ポンド当たり事前に定められた率で、上がったたり下がったりする。表7-4は、1988年度のレイト助成交付金の決定に当たって、イングランドでは支出が増減することに伴い、いかに交付金算定税率が変わるかを示している。

表 7 - 4 1988年度の交付金算定税率

基準支出額との 関連での実支出額	交付金算定税率
基準支出額 - 1人当たり10ポンド	237.6
基準支出額	248.6
基準支出額 + 1人当たり10ポンド	259.6
基準支出額 + 1人当たり20ポンド	270.6
基準支出額 + 1人当たり30ポンド	281.6
基準支出額 + 1人当たり40ポンド	292.6
基準支出額 + 1人当たり50ポンド	303.6
基準支出額 + 1人当たり55.78ポンド	310.0 分岐点
基準支出額 + 1人当たり60ポンド	316.3
基準支出額 + 1人当たり70ポンド	331.3

中央政府は地方団体の支出を出来るだけ抑制しようとしているので、支出が分岐点をこえると交付金算定税率の増加割合が増える。分岐点は、1981年度から1988年度までの間のイングランドの1人当たりの基準支出額の10%増しで定められている。

この仕組みは、細かい点を除き、ウェールズでも同じである。ウェールズでは、各地方団体の支出額と基準支出額との差額はパーセンテージで表示される。

包括交付金の計算自体は、簡単である。

$$\text{包括交付金} = \text{総支出額} - (\text{交付金算定税率} \times \text{課税標準} \times \text{乗数})$$

この方程式が示すように、地方団体の課税標準額は乗数 (multiplier) の使用によって調整される。環境大臣 (もしくはウェールズ大臣) は、この乗数を指定することができるけれども、その指定は法律に定められているルールに従ってなさなければならない。乗数の数値如何によって、地方税で徴収されるべき税額が増えたり減ったりする。若し課税標準額が1以上の乗数によって調整されると、地方団体の受け取る包括交付金の額は減る。逆に課税標準額が1未満の乗数によって調整されると、地方団体の受け取る包括交付金の額は増加する。

中央政府による仮定 (サリー県が1988年度において支出するべきであると政府が考える額) を前提にして、どの様に包括交付金が算定されるかを見てみよう (表7-5参照)。

表7-5 包括交付金の算定例

サリー県に関する基礎データ

基準支出額	= 393.8百万ポンド
支出水準 (見込み額)	= 371.3百万ポンド
人口	= 1,011,424人
課税評価額	= 184.5百万ポンド
乗数	= 0.971137

交付金算定税率の算定

$$\begin{aligned} \text{1人当たり基準支出額} &= 393.8 \div 1.011 = 389.37 \text{ポンド} \\ \text{1人当たり支出見込額} &= 371.3 \div 1.011 = 367.11 \text{ポンド} \\ \text{差額} &= \text{1人当たり} 22.3 \text{ポンド} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \therefore \text{交付金算定税率} &= \text{基準支出額と同額の支出をした場合の交付金算定税率} - \text{支出見込みと基準支出額の差額に基づく交付金算定税率} \\ &= 221.1 - (22.3 \times 1.1) \\ &= 196.7 \text{ペンス} \end{aligned}$$

包括交付金の算定

$$\begin{aligned} \text{包括交付金} &= 371.3 - (196.7 \div 100 \times 184.5 \times 0.971137) \\ &= 18.9 \text{百万ポンド} \end{aligned}$$

サリー県の実支出額は基準支出額を下回っている。そこで次に、基準支出額を上回る支出をしている地方団体に対する包括交付金の算定例を見ることとする（表7-6参照）。

表7-6 基準支出額を超える支出を行っている地方団体に対する包括交付金の交付

クリーブランド県に関する基礎データ

基準支出額	=	295.7百万ポンド	
支出水準（見込額）	=	310.9百万ポンド	
人口	=	557,580人	
課税評価	=	78.0百万ポンド	
乗数	=	1.017479	
分岐点	=	49.62ポンド	1人当たり基準支出額を超える額

交付金算定率の算定

$$1人当たり基準支出額 = 295.7 \div 0.557 = 530.4 \text{ポンド}$$

$$1人当たり支出見込額 = 310.9 \div 0.557 = 557.7 \text{ポンド}$$

$$\text{差額} = 1人当たり 27.2 \text{ポンド}$$

$$\therefore \text{交付金算定税率} = \text{基準支出額と同額の支出をした場合の交付金算定税率} - \text{支出見込みと基準支出額の差額に基づく交付金算定税率}$$

$$= 221.1 + (27.2 \times 1.1)$$

$$= 251.1 \text{ペンス}$$

包括交付金の算定

$$\text{包括交付金} = 310.9 - (251.1 \div 100 \times 78 \times 1.017479)$$

$$= 111.629 \text{百万ポンド}$$

若しクリーブランド県が基準支出額の水準の支出をしたとすれば、包括交付金は120.2百万ポンドとなろう。したがって、支出が15.2百万ポンド落ちれば、包括交付金は8.6百万ポンド増える。

包括交付金はいままで述べてきた方式で、即ち、算定にあたってはペナルティーは含まないやりかたで定められてきた。しかし、1988年7月、環境大臣は、包括交付金の算定に当たっては、地方団体の実支出額を基礎とはしないと表明した。同時に同大臣は、1986、1987及び1988年度の包括交付金の額を、1988年7月7日現在で環境省が把握した各地方団体ごとの支出額をもとにして算出した額で凍結した。

環境大臣は、また、1989年の包括交付金は、個々の地方団体の支出額とは関係なく、また基準支出額とも必ずしも関係づけず、一定の支出見込み額に基づき定めると述べた。ウェールズ大臣も同様の取扱いをすると述べた。

以上の結果、1990年3月31日をもって現行補助金制度が廃止されると共に、各々の地方団体の支出額とは直接関連しない新しい地方交付金が導入される。この交付金については、本章の最後で述べることにする。

特定交付金及び補充交付金(specific and supplementary grants)

1988年度の特定交付金及び補充交付金の額を表7-7に表示した。特定交付金の最大のもは警察交付金(Police Grant)であり、警察行政のために支出をみとめられた額の51%に当たる。

表7-7 1988年度のイングランド及びウェールズにおける特定交付金及び補充交付

<u>金の額</u>	イングランド 百万ポンド	ウェールズ 百万ポンド
警察費	1746.0	85.3
下級裁判所	154.4	8.6
保護観察	152.5	7.9
英連邦移民	113.9	0.3
都市対策	210.0	18.0
市民防衛	16.7	1.5
未利用地対策	0.3	
公害防止	1.6	
都市開発	4.5	0.3
教員研修	119.0	7.0
教育補助	80.5	4.5
ウェールズ語教育		1.1
身体障害者雇用対策	12.0	1.5
住宅改善補助	575.4	76.1

スラム除去	50.0	2.1
小規模農業対策	0.2	0.0
ボランティア組織補助	10.0	
家賃助成金	109.2	4.7
公共輸送施設	4.0	
社会福祉訓練	7.0	
<hr/>		
小計	3367.2	218.8
輸送補助	191.0	19.6
国立公園	8.1	2.8
<hr/>		
合計	3566.3	241.2

地方団体が、特定交付金あるいは補充交付金の形で、中央政府からどれだけの交付金（補助金）を交付されるか。――これについて特にルールがあるわけではない。1990年4月1日から新しい地方交付金が導入される場合、これらの交付金が減少するという証拠もない。しかし、中央政府は借入金の返済のため、特定交付金を減らそうとしていることは確かである。

居住用レイトの免除 (Domestic Rate Relief)

地方団体は、住宅居住者に対しては、他の納税者よりも低い地方税を課税するように要請されている。中央政府は居住用レイトをどれだけ低くするかを明示し、これに従う地方団体の損失を補填するために、地方税軽減交付金 (Domestic Rate Relief Grant) を交付する。

イングランド及びウェールズの住宅居住者に対する地方税率は、企業及び商業のための資産に対する税率よりも1ポンド当たり18・5ペンス低い。この軽減税率は、イングランドにおいては1975年度から、ウェールズにおいては1982年度から据え置かれている。1990年4月1日から住宅居住者に対する地方税が廃止されるが、これに伴い地方税軽減交付金は新しい地方交付金に吸収される。

新地方交付金 (the New Revenue Support Grant)

1990年4月1日から、包括交付金及び地方税軽減交付金が廃止され、新地方交付金が導入される。

包括交付金の背景にある幾つかの考え方はそのまま残る。例えば…

- 若し全ての地方団体で中央政府が必要だと考えている水準の支出を行う場合には、新税であるコミュニティー・チャージはどの地方団体でも同じ水準で課税されることになる。

従って、新制度のもとでも地域間の行政需要の差を調整することが必要であり、支出評価 (needs assessments) が必要とされるはずである。しかし、この支出評価は、現在用いられている評価方法よりも簡単なものとなろう。

新制度は、旧制度と比べて、次の二つの違いがある。

- 新地方交付金は、中央政府の考える地方団体の必要支出額を基礎にして計算される。従って、地方団体の実際に支出する額によって交付金の額が変わることはない。
- 税制度が基本的に違う。新制度では、全国一律の税率を定めるかわりに、全国一律の成人一人当たりの税額を定めることとなっている。

イングランドでは、もう一つの大きな改正が行われる。新地方交付金は、個々の地方団体には交付されないという改正である。そのかわりに、この交付金は納税者のレベルで算定され、ディストリクトあるいはロンドン区の単位で全ての地方団体 (県、ディストリクト、パリッシュ) に対する補助金として交付される。ウェールズの場合は、取扱いが異なる。

り、1990年4月1日以降も個々の地方団体が交付金を受け取る。
新地方交付金の算定方法は包括交付金のそれよりも簡単になっている。

イングランドの例

この交付金の計算は簡単である。

- 先ずイングランドに所在する全ての地方団体にかかる納税者レベルでの成人1人当たりの基準支出額 (assessed spending need-ASN) を算定する。
- 次に地方団体の中で最も基準支出額 (ASN) の低い地方団体の額を特定する。
- 全ての地域の基準支出額 (ASN) を最も低い基準支出額 (ASN) と比較し、交付金がいくら必要かを計算し交付する。この計算は次のように行う。

各地方団体の成人数 × (当該地方団体のASN - 最も低いASN)

- 新地方交付金 (Revenue Support Grant) として利用できる財源が残っている場合、は成人数に応じて一律に交付する。

1988年度における主な数値は、次の通りであった。

- 最も行政需要の低い地域はオックスフォード・シャー県のVale of White Horseで、1人当たり548.72ポンドであった。
- 行政水準を全国一律に実施するために必要な交付金は、61億4千万ポンドであった。
- さらに成人1人当たり95.88ポンド (総額34億7千万ポンド) を交付することができる財源 (交付金として準備していた財源) があった。

表7-8および表7-9は、ロンドンのタワー・ハムレット区およびウエスト・サセックス州のアラン・ディストリクトを例にとり、新地方交付金の算定方法を示したものである。

表7-8 タワー・ハムレット区の地方交付金の算定

1988年度における同区の概要

タワー・ハムレットは、114、700人の成人が在住するロンドンの区である。ここでは、行政サービスは区のほかに、3つの行政体—インナー・ロンドン教育庁（ILEA）、大ロンドン消防庁（GLFA）およびロンドン警視庁（MPA）—で行われている。そしてこれらの行政体も地方税を課税することができる。ただし、税の徴収は区が代表して行う。

基準支出額

	成人数 (人)	基準支出額 (百万ポンド)	成人1人当たりの 基準支出額 (ポンド)
• ILEA	1,826,460	630.7	345.29
• GLFA	5,267,570	142.5	27.35
• MPA	5,632,500	497.6	88.34
• タワー・ハムレット	114,700	102.4	892.59
納税者ベースでの成人1人あたり基準支出額	=		1,353.27

地方交付金の算定

必要性要素

$$\begin{aligned} & \text{成人数} \times (\text{成人1人あたり基準支出額} - \text{最も低い地方団体の基準支出額}) = \text{必要性要素} \\ & 114,700 \times (\text{£} 1,353.27 - \text{£} 548.35) = \text{£} 92,325,471 \end{aligned}$$

一律要素

$$\begin{aligned} & \text{成人数} \times \text{一律額} = \text{一律要素} \\ & 114,700 \times \text{£} 95.88 = \text{£} 10,997,436 \end{aligned}$$

$$\text{地方交付金総額} = \text{£} 103,322,907$$

表7-9 アラン・ディストリクトの地方交付金の算定

1988年度におけるアラン・ディストリクトの概要

同ディストリクトはウエスト・サセックス州にあり、人口は103、150人である。ここの行政サービスは、アラン・ディストリクトおよびウエスト・サセックス県で行われる。

基準支出額

	成人数 (人)	基準支出額 (百万ポンド)	成人1人当たりの 基準支出額 (ポンド)
・ウエスト・サセックス県	546,950	279.5	510.97
・アラン・ディストリクト	103,150	7.1	68.66
納税者ベースでの成人1人当たり基準支出額	=		579.63

地方交付金の算定

必要性要素

$$\begin{aligned} & \text{成人数} \times (\text{成人1人当たり基準支出額} - \text{最も低い地方団体の基準支出額}) = \text{必要性要素} \\ & 103,150 \times (\text{£}579.63 - \text{£}548.35) = \text{£} 3,188,367 \end{aligned}$$

一律要素

$$\begin{aligned} & \text{成人数} \times \text{一律額} = \text{一律要素} \\ & 103,150 \times \text{£} 95.88 = \text{£} 9,890,022 \end{aligned}$$

$$\text{地方交付金総額} = \text{£} 13,078,389$$

新地方交付金に加えて、各地方団体は新レイト（非居住用レイト：the national non-domestic rate）からの収入を得る。新レイトは国でプールされ、成人数に比例して地方団体に配分される。環境省では、新税が実施される場合には、各地域は（カウンティー、ディストリクト等の合計で）成人1人当たり251ポンドの配分を受けると見込んでいる。

ウェールズの例

ウェールズに導入される新しい交付金制度は、幾つかの点でイングランドのそれとは異なる。

- まず地方交付金の総額は、それぞれの基準支出額に基づき県とディストリクトに分けられる。
- ウェールズのそれぞれの地方団体ごとに成人1人当たりの基準支出額（ASN）を算定する。
- 最も基準支出額の低い県およびディストリクトを確定する。
- 最も基準支出額の低い県およびディストリクトの行政レベルと同じ水準の行政が行われるように、次の計算式で地方交付金を交付する。

$$\text{各地方団体の成人数} \times (\text{当該地方団体の基準支出額} - \text{県またはディストリクト別の最も低い地方団体の基準支出額})$$

表7-10及び表7-11は、1988年度のレイト助成交付金の決定に際して用いた数値に基づき、パーウス県およびモントゴメリーシャー・ディストリクトの新地方交付金（Revenue Support Grant）を算定したものである。

表7-10 パーウス県の地方交付金

<u>基準支出額</u>			
	成人数 (人)	基準支出額 (百万ポンド)	成人1人当たりの 基準支出額 (ポンド)
・ パーウス県	87,000	64.68	743.448

<u>地方交付金の算定</u>	
<u>必要性要素</u>	
成人数 × (成人1人当たり基準支出額 - 最も低い県の基準支出額)	= 必要性要素
87,000 × (£ 743.45 - £ 624.68)	= £ 10,332,990
<u>一律要素</u>	
成人数 × 一律額	= 一律要素
87,000 × £ 361.06	= £ 31,412,220
地方交付金総額	= £ 41,745,210
成人1人当たり地方交付金	= 480 ポンド

表7-11 モントゴメリーシャー・ディストリクトの地方交付金

基準支出額

	成人数 (人)	基準支出額 (百万ポンド)	成人1人当たりの 基準支出額 (ポンド)
・モントゴメリーシャー・ディストリクト	38,500	3.939	102.31

地方交付金の算定

必要性要素

$$\begin{aligned} \text{成人数} \times (\text{成人1人当たり基準支出額} - \text{最も低い県の基準支出額}) &= \text{必要性要素} \\ 38,500 \times (\text{£}102.31 - \text{£}94.65) &= \text{£}294,910 \end{aligned}$$

一律要素

$$\begin{aligned} \text{成人数} \times \text{一律額} &= \text{一律要素} \\ 38,500 \times \text{£}46.72 &= \text{£}1,798,720 \end{aligned}$$

$$\text{地方交付金総額} = \text{£}2,093,630$$

$$\text{成人1人当たり地方交付金} = 54 \text{ポンド}$$

新地方交付金に加えて、ウェールズの地方団体は、新レイトからの収入を得る。ウェールズ省では、1988年度に新しい制度が実施されたとするならば、各県は成人1人当たり150ポンドを、各ディストリクト成人1人当たり29ポンドを受けとっていたことになろうと計算している。

住宅助成金 (Housing Subsidy)

住宅助成金は、1919年住宅・都市計画法に基づいて導入されたものであるが、それ以来たびたび変更されてきた。現行制度は、1980年住宅法により1981年4月1日から導入されたものである。

新制度は1990年4月1日から実施される。

現行の住宅助成金はどのような制度か

1988年度において、イングランドおよびウェールズにある402のディストリクト（ロンドンの区を含む）のうち、わずかに95の団体が住宅助成金をえた。

ある年のある地方団体の住宅助成金は、前年度の住宅助成金の額をもとに助成金の対象にすることの出来る支出や家賃収入等の増減額を考慮して決定する。

住宅助成金の算定は次のように行う。

$$\text{住宅助成金} = \text{BA} + \text{HCD} - \text{LCD}$$

BA = 前年度の住宅助成金に基づく基本額

HCD = 前年度に比較して増加する助成金の対象となる支出額

LCD = 前年度に比較して増加する家賃収入等

この算式で計算された額がゼロないしマイナスとなった時には、住宅助成金は交付されない。住宅助成金が交付される場合、その金額は当該地方団体の住宅特別会計（housing revenue account）に入れられる。

助成金の対象となる支出または収入

助成金の対象となる支出か収入は、環境大臣が決定する。同大臣は、いかなる決定をする場合にも、地方団体を代表する組織の意見をきかなければならない。この協議は、通常、住宅協議会（Housing Consultative Council）で行われる。

助成金の対象となる支出には、住宅の維持修繕・管理費（ただし、年間限度額まで）および認められた経費にかかる借入金の1981年までは100パーセント、それ以降は75パーセントが含まれる。このようにして、環境大臣は、実支出額と関係なく、住宅助成金の算定のための維持修繕・管理費を決定する。ただし、実支出額が住宅助成金の算定のための維持修繕・管理費を下まわる場合には、この額に基づき住宅助成金は算定される。

環境大臣は、地方団体が賃貸料を引き上げるという前提で、住宅助成金の算定の基礎となる収入を見積ることができる。これによって、環境省は、賃貸料の水準について地方団体に圧力をかけることができる。一般的にあって、賃貸料の増額を前提に補助金の算定をすることは、補助金が減少することを意味する。すくなくともこの前提ほど賃貸料を引き上げない場合は、年度末に住宅収入会計が赤字となる。しかし、法律によって住宅収入会計が赤字となることは認められず、歳入欠陥は税金から補填しなければならない。したが

って、地方団体は高い賃貸料か高い税金のいずれかを選択しなければならないが、包括交付金制度のもとでは、賃貸料の引上げがより強く求められる。そこで、もし地方団体が賃貸料を引き下げ、税収でその赤字を補填する場合には、包括交付金は減少する。なぜなら、包括交付金制度においては、住宅収入会計の赤字を税収で補填することは支出の増加であり、支出が増加すると包括交付金は削減されるからである。

新住宅助成金制度の提案

1988年7月27日に環境省は住宅特別会計（Housing Revenue Account：HRA）及び住宅助成金（Housing Subsidy）の制度改正を提案した。同改正案は1990年4月1日から実施されることになっている。

中央政府の意図するのは、次の二点である。

- 賃貸料と税の間で相互補完の道を閉ざすこと
- 現存の住宅助成金、家賃助成補助金の家賃引き制度、及び住宅特別会計に対する一般会計（rate fund）からの助成にかえて、新しい補助制度を導入すること

中央政府は1990年に賃貸料が急激に増加するのを避けるため、1990年度の住宅助成金は次の要素を配慮し、決定しようとしている。

- 1990年度の物価水準で調整された1989年度の住宅助成金額
- 住宅助成金補助の家賃軽減要素
- 1986、87、88年度の住宅特別会計に対する一般会計からの助成金額

1990年度以降、住宅助成金がどのように算定されるかは、まだ明らかでないが、協議書（consultation paper）によると、住宅収入会計の概念的赤字を補填することを意図している。同時に、次の点を反映することも意図している。

- 借入金の増減
- 家賃を減免されている賃借人の増減
- 家賃減免額の増減
- 賃貸家屋数の増減

この提案の特徴は、若し住宅特別会計に概念的赤字が生じないときは、地方団体は補助金を貰えないことである。また、住宅特別会計が黒字の場合にも補助金は貰えない（家賃減免分に対しても）。従って、新住宅助成金制度は、既存の制度と比較してずいぶん違ったものとなるだろう。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発 刊 日
第 1 2 号	英国の地方財政読本（6）－付録－	1990/ 5 予定
第 1 1 号	英国の地方財政読本（5）－地方団体の会計処理－	1990/ 5 予定
第 1 0 号	英国の地方財政読本（4）－地方団体の予算－	1990/ 5 予定
第 9 号	英国の地方財政読本（3）－地方団体に対する交付金制度－	1990/ 4/27
第 8 号	英国の地方財政読本（2）－地方税；現行税と新税－	1990/ 4/27
第 7 号	英国の地方財政読本（1）－地方団体の収入と支出－	1990/ 4/27
第 6 号	A C I R（政府間関係助言委員会）の概要	1990/ 3/26
第 5 号	英国地方財政統計 1986/87	1990/ 3/ 1
第 4 号	米国連邦政府1991会計年度予算について	1990/ 2/27
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/ 2/ 1
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/ 1/ 4
第 1 号	英国の新地方税システム－コミュニティ・チャージ－	1989/12/27